

今後の予定について

1 「大切にしたい長野市の自然」改訂版の作成

(1) 「大切にしたい長野市の自然」とは

長野市の豊かな自然、良好な生態系を保全復元することを目指し、「かつて身近で普通に見られたのに、今ではなかなか見ることができなくなった」動植物や環境資源についての自然調査を実施し、平成 15 年 3 月に、「大切にしたい長野市の自然」を作成しました。本編は、動植物、地域の自然、地形・地質、湧水、人々の生活と関わってきた生き物等に分類し、まとめたもので、環境行政を進めていく上での基礎資料として、また市民と行政の協働による自然環境の保全活動や環境教育へ活用しています。

(2) 改訂版の作成

平成 17 年 1 月の合併による市域の拡大に伴い、平成 19 年 9 月に、市長より改訂版作成について諮問があり、長野市環境審議会に自然環境調査専門部会(部会長・亀山 章 東京農工大学名誉教授)を設置し、調査を進めてきました。今年度から、平成 22 年 1 月の合併に伴う新市域を中心に調査を実施し、「大切にしたい長野市の自然」改訂版を作成します。

(3) 今後の予定

自然環境調査専門部会で調査審議し、毎年度末に環境審議会へ中間報告を行います。約 2 年間の調査を経て、平成 24 年 10 月ごろ、環境審議会へ最終報告を行う予定です。これを受け、環境審議会から市へ答申していただきます。

改訂版の完成は、平成 24 年 12 月を目途としています。

2 ポイ捨て禁止等の条例の制定

(1) 制定の経緯

平成 21 年 7 月、長野商工会議所・長野商店会連合会・長野青年会議所から「たばこのポイ捨て・ゴミのポイ捨て禁止条例及び路上・歩行喫煙の禁止条例の制定」について、市長要望書が提出され、また、9 月市議会において採択されました。

市では、環境美化意識の向上を図るため、不法投棄防止看板の設置やゴミゼロ運動等の展開など、さまざまな美化啓発活動を行っており、一定の効果は挙がっていますが、ポイ捨て防止、環境美化に対する市民意識の高まりを背景に、さらに、「ごみのないきれいな魅力的なまち」を目指すため、条例の制定に向けて検討を進めています。

(2) 条例化に向けての検討

条例で規制する行為や区域などについて、中核市等の先進都市の状況調査や昨年度実施した市民アンケートの結果等を踏まえ、庁内関係課で協議しています。

(3) 今後の予定

8 月上旬に環境審議会へ条例案素案について説明し、意見を伺います。その後、パブリックコメント(市民意見募集)を実施するなど広く市民意見等をお聞きするとともに関係課等と協議検討を行い、今年度中の制定を予定しています。

3 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例の制定

(1) 制定の経緯

中核市として、これまで廃棄物処理法などに定められた権限に基づいて、廃棄物の適正処理に向けて取り組んできました。

しかし、法律の運用や指導要綱・要領に基づく行政指導だけでは十分な対応ができない産業廃棄物の不適正保管や、廃棄物処理法上の許可が不要である解体工事事業者による不適正処理などの問題が各地で発生しているのが実情です。

この間、県では同様の問題を解決するために産業廃棄物の適正処理の確保、廃棄物処理施設に関する地域の紛争防止を基本的な目的として、中核市である本市を除くすべての県内市町村が適用地域となる廃棄物の適正な処理の確保に関する条例を制定し、昨年3月31日から適用しています。

このため本市においても、趣旨を県条例とほぼ同様とする条例を制定すべく検討を進めています。

(2) 条例案の概要

市条例の場合は、一般廃棄物の処理施設なども対象として、県条例との整合性にも配慮しつつ、法に抵触しない範囲で、中核市として廃棄物処理法を補完する有効な内容としたいと考えています。

主な内容としては次の五点です。

ア 排出事業者、建設工事発注事業者などに対する規制

排出する廃棄物の処理委託先の状況確認や処理に伴う適正な対価の負担などの義務付けと、これらの事業者が条例に基づく措置を講じなかったことにより、生活環境の保全上、支障が生じた場合の市長の勧告の制度化。

イ 土地所有者の講ずべき措置の義務付け

土地の貸借に際して事前の使用目的の確認や、定期的な使用状況の確認を義務付け。

ウ 木くずチップの保管や利用に関する新たな基準の設定

大量の保管量が継続することによって、周辺地域とのトラブルが頻発している現状を踏まえ、基準を設定。

エ 廃棄物処理施設の設置などに際する、関係住民との合意形成手続制度の導入

従来、事業者に求めていた地元の同意書の代わりとして、県条例と同様に廃棄物処理法による許可申請に先立ち、事前協議や住民説明を義務付ける事前計画協議制度を導入。

オ 小規模焼却施設の設置届出制度の導入

本市独自の制度として、廃棄物処理法の対象とならない小規模な焼却施設のうち、一定以上の能力の焼却施設を設置する場合の届出制度を導入。

(3) 今後の予定

本年3月、廃棄物処理法の一部を改正する法律案が国会に提出されました。既に衆議院で可決され、現在、参議院において審議中です。

今後、この改正案との整合を図りながら、条例、規則などの制度の詳細な検討を行う中で、環境審議会においてご意見をお伺いし、また、関係機関との協議、あるいは事業者や市民の皆様のご意見をお伺いしたうえで、今年度中の制定を予定しています。